

平成 29 年度 大阪府環境保全活動補助金

補助事業に係る公募要領

大阪府環境農林水産部
エネルギー政策課

大阪府では、府民や事業者の方々に組織された民間団体（以下「団体」という。）が、豊かな環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、先進的で他の模範となる環境保全活動等に補助金を交付する「大阪府環境保全活動補助金」制度を実施しています。

補助金を受けようとする団体は、以下の要件及び申請手続き等をご確認の上、必要書類を提出してください。

1 補助の対象となる事業

補助の対象となる事業は、「低炭素・省エネルギー社会の構築」、「資源循環型社会の構築」、「全てのいのちが共生する社会の構築」または「健康で安心して暮らせる社会の構築」に資すると認められ、「魅力と活力ある快適な地域づくりの推進」につながる活動のうち、内容が先進的で他の団体の模範となるものです。

- (1)実践活動：広く府民の参加を得て行う、または広く府民へ活動の普及が期待される地球温暖化防止活動や環境美化活動、その他環境保全に関する実践活動
- (2)教育啓発活動：広く府民を対象とする環境保全に関するイベントの実施、または学習会の開催、その他の環境保全に関する啓発及び知識の普及活動
- (3)調査研究活動：(1)または(2)の活動の推進に係る調査研究活動

*ただし、次に該当する事業は対象になりません。

- ①国または地方公共団体等から同種の補助金を受けているもの。
- ②団体が事業の実施主体（主催）となっていないもの。
- ③団体の組織の運営・維持を主たる目的とするもの。
- ④過去3年間に於いて本補助事業に採択された後、中止、または廃止した事業と同じ内容を実施するもの。

2 補助の対象となる団体

補助金を受けることができる団体は、次の要件を満たしていることが必要です。ただし、政治活動や宗教活動、営利事業を目的にしている団体は対象になりません。

- (1)主として府内で活動していること。
- (2)定款、寄附行為または規約等を有し、団体としての意思決定により事業執行ができること。
- (3)独立した経理の機能が確立していること。
- (4)代表者が明らかであること。
- (5)団体の本拠としての事務所を府内に有すること。

（特定の事務所を持たない団体は、代表者の住所等を事務所とみなすことができます。）

- (6)団体及び構成員が、次に該当する者でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員もしくは大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者

イ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

ウ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

3 補助の対象となる事業の実施期間

交付決定日（平成29年6月下旬予定）から平成30年3月30日まで

4 補助金の額及び補助対象経費

補助の対象となる経費の2分の1以内で、1団体あたり上限30万円、下限10万円の範囲で補助します。ただし、イベントの参加料など事業実施に伴う特定の収入がある場合は、その額を限度として補助対象経費から控除します。

補助の対象となる経費は交付決定日以降で、次の経費のうち、団体名あての領収書等により支出の証明ができるものです。

対象経費	内 容
謝金	講師や専門家等への謝礼
旅費	交通費・宿泊実費等（食費、日当は含みません。）
消耗品等購入費	材料や書籍、事務用品等の購入費
印刷費	啓発チラシや報告書、資料等の印刷費
郵便・運搬費	郵便料・運搬料
使用料及び賃借料	会場の機器や設備の使用料、車両等のレンタル料

※団体名あての領収書には、交通費の経路、商品名や個数等、支出内容を記載した明細が必要です。

※ただし、次の経費は対象になりません。

- ①飲食費
- ②振込手数料、代引き手数料
- ③保険料
- ④会員への手当て
- ⑤団体の運営費（会報等の印刷費、定例会の会場使用料、事務所の維持費等）
- ⑥自ら設置し又は管理する会場施設において活動を行う場合の会場使用料
- ⑦自団体の役員・構成員への謝礼
- ⑧その他、補助対象事業との関連性がない経費（内容については、ご相談ください。）

5 事業実施の流れ

事業時期	内 容
平成29年3月27日～5月8日	補助金の交付申請 ・団体からの交付申請を募集します。申請方法については、4ページ「 6 申請の手続き 」を御参照ください。
平成29年6月	補助対象事業の審査・選定

平成 29 年 6 月下旬	補助金の交付決定・通知 ・補助対象事業の選定結果をもとに、団体あてに補助金の交付（または不交付）決定の通知をします。 ・交付決定日以降の経費が、補助対象となります。
事業完了後 30 日以内又は平成 30 年 3 月 30 日までの早い方	団体から実績報告書を提出していただきます。 【提出書類】 ①大阪府環境保全活動補助金事業実績報告書（様式第 7 号） ②事業成果報告書（様式第 8 号） ③収支決算書（様式第 9 号） ④事業の成果物（報告書や活動状況の写真、チラシ等の配布物など） ⑤補助の対象となる経費の支払いを証明する書類（領収書の写し） 《注意》領収書等の <u>支払いを証明する書類のないものは、補助の対象にはなりません。</u> なお、領収書は、宛名に団体名が明記されているものに限りま
事業実績報告書受領後 20 日以内 ※実績報告書の書類に不備がない場合に限りま	補助金額の確定・通知 ・実績報告書等の書類を検査して、交付する補助金の額を確定し、団体あてに通知します。書類検査の結果、 <u>補助対象事業の実績が交付決定の内容と異なる等により、補助金を支払わない、または交付決定額を減額することがあります。</u>
平成 30 年 4 月末まで	補助金交付の請求 ・補助金額の確定通知を受けた団体は、所定の期日までに大阪府環境保全活動補助金交付請求書（様式第 10 号）を提出してください。 《注意》補助金の振込先金融機関は、原則として団体（代表者）名義の口座に限りま
平成 30 年 5 月中旬まで	補助金の支払い ・府が適正な請求書を受領した後、15 日以内に口座振替により精算払をします。

6 申請の手続き

補助金を受けようとする団体は、以下の要件及び申請手続き等をご確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布

ア 配布場所及び配布期間

①大阪府環境農林水産部エネルギー政策課環境活動推進グループ

所在地：大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲州庁舎 22 階

電話番号：06-6941-0351（内線 3853）

配布期間：平成 29 年 3 月 27 日（月）から平成 29 年 5 月 8 日（月）まで

配布時間：午前 10 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

②府民お問合せセンター情報プラザ

配布期間：平成 29 年 4 月 3 日（月）から平成 29 年 5 月 8 日（月）まで

開設時間：9 時から 17 時 45 分まで（土曜日、日曜日及び祝日除く）

電話番号：府民お問合せセンター「ピピっとライン」06-6910-8001

プラザ名	所在地	行き方
豊能	池田市城南 1-1-1 池田・府市合同庁舎内	・阪急宝塚線「池田駅」から東へ 500m
三島	茨木市中穂積 1-3-43 三島府民	・JR 東海道本線（京都線）「茨木駅」西出口

	センタービル内	から北西へ 700m ・阪急京都線「茨木市駅」から西へ 1.7km ・大阪モノレール「宇野辺駅」から北へ 1.2km
北河内	枚方市大垣内町 2-15-1 北河内府民センタービル内	・京阪本線「枚方市駅」南口方面へ中央出口から南東へ 700m ・京阪交野線「宮之阪駅」から西へ 500m
なにわ北	大阪市北区西天満 3-5-24 なにわ北府税事務所内	・JR 東西線「大阪天満宮駅」地下鉄谷町線・堺筋線「南森町駅」2 番出口から西へ 200m
中央	大阪市中央区大手前 3-1-43 大阪府新別館北館 地下 1 階（谷町筋からは地上面）	・地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目駅」1A 番出口直結 徒歩約 2 分
なにわ南	大阪市天王寺区伶人町 2-7 夕陽丘庁舎 1 階	・地下鉄谷町線「四天王寺前夕陽ヶ丘駅」5 番出口から南へ 250m
中河内	東大阪市御厨栄町 4-1-16 中河内府税事務所内	・近鉄奈良線「河内小阪駅」から北東へ 500m
泉北	堺市堺区中安井町 3-4-1 泉北府税事務所内	・南海高野線「堺東駅」西出口から南西へ 1km
泉南	岸和田市野田町 3-13-2 泉南府民センタービル内（本館 1 階ロビー内）	・南海南海線（本線）「岸和田駅」南出口から南東へ 800m ・JR 阪和線「東岸和田駅」から北西へ 900m
南河内	富田林市寿町 2-6-1 南河内府民センタービル内	・近鉄長野線「富田林西口駅」から北へ 120m

イ 配布方法

上記アの①及び②で配布するほか、エネルギー政策課ホームページ

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/katsudo/hojyokin.html>) からダウンロードできます。

(郵送による配布は行いません。)

(2) 申請書類の受付

ア 受付期間

平成 29 年 3 月 27 日（月）から平成 29 年 5 月 8 日（月）まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く。

イ 受付時間

午前 10 時から午後 5 時まで

ウ 受付場所

大阪府環境農林水産部エネルギー政策課環境活動推進グループ

所在地：大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲州庁舎 22 階

電話番号：06-6941-0351（内線 3853）

エ 提出方法

申請受付時に事業内容等についてご説明いただきますので、事前にご連絡いただき、必ず申請書類を持参してください。（郵送不可）

オ 費用の負担

申請に要する経費は、すべて申請する団体の負担とします。

(3) 提出書類

ア 大阪府環境保全活動補助金交付申請書（様式第 1 号）

- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ 団体に関する調書（様式第4号）
- オ 補助事業実績報告書（様式第4の2号）（本補助金の交付を3回受けた実績のある団体に限る）
- カ 定款、寄附行為または規約等
- キ 役員名簿

《注意》

補助金交付決定後に事業内容等に変更が生じることがないように、提出書類は十分検討して作成してください。また、提出書類は補助の適否を決定する資料になりますので、内容は詳細に記入してください。

(4) 提出書類の返却

提出書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、提出書類は本件に係る補助事業選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査・評価の基準に基づき、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会による審査を行い、補助の対象となる団体を決定します。ただし、予算の範囲内で交付金額を減額することがあります。

イ 審査の結果、次の点数となった事業は、原則として採択しません。

- ・(2) ア《本補助金交付実績が3回未満の団体》の場合

審査項目①+②+③75点のところ40点未満

- ・(2) イ《本補助金交付を3回受けた実績のある団体》の場合

審査項目③+④+⑤75点のところ40点未満

ウ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査・評価の基準

ア 《本補助金交付実績が3回未満の団体》

審査項目	評価の基準	配点
①事業内容の環境の保全・創造への寄与	・環境の保全・創造への寄与が認められるか。	25
②事業内容の波及効果など成果の府民への還元性	・事業内容に実現性があり、また、事業の府民への波及効果など還元性が認められるか	25
③事業手法の適切性	・経費に妥当性があり、計画が具体的で実効性があり、活動の効果が明確かつ妥当であると認められるか	25
評価点小計	(①+②+③)	75
④加点項目	・上記以外に、他の模範となるような先進性もしくは発展性など、特筆すべき内容があるか	25
評価点合計	(①+②+③+④)	100

イ <<本補助金交付を3回受けた実績のある団体>>

審査項目		評価の基準	配点
過去に補助した事業の評価 (未評価の補助事業が3回分に達した団体のみ)	① 事業計画の実行性	・過去に補助した事業(3回分)が計画どおり実施され、目標を達成するために十分な活動が行われたか	25
	② 事業の効果	・過去に補助した事業(3回分)が環境問題、課題解決に対する効果をあげたか	25
申請事業の評価	③ 事業内容の環境の保全・創造への寄与	・環境の保全・創造への寄与が認められるか	25
	④ 事業内容の波及効果など成果の府民への還元性	・事業内容に実現性があり、また、事業の府民への波及効果など還元性が認められるか	25
	⑤ 事業手法の適切性	・経費に妥当性があり、計画が具体的で実効性があり、活動の効果が明確かつ妥当であると認められるか ・前回補助した事業がある場合は、その事業が計画どおり実施され効果が認められたか(「過去に補助した事業の評価」①②を行った場合を除く)	25
	小計	「過去に補助した事業の評価」①②を行った場合 (①+②+③+④+⑤)	125
		評価点小計「申請事業の評価」のみの場合 (③+④+⑤)	75
	⑥ 加点項目	・活動内容、活動方法に新たな挑戦があり、他の模範となるような先進性もしくは発展性など、特筆すべき内容があるか	25
評価点合計	「過去に補助した事業の評価」①②を行った場合 (①+②+③+④+⑤+⑥)	150	
	「申請事業の評価」のみの場合 (③+④+⑤+⑥)	100	

・過去に補助した事業の評価を合わせて行った場合は、小計(補正前)および評価点合計(補正前)に3分の2を乗じて補正を行い、その点数をそれぞれ小計および評価点合計とする。

(3) 次に該当する場合は、審査の対象から除外します。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合

エ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

8 交付決定した事業を変更・中止(廃止)する場合

(1) 事業を実施するにあたり、収支予算書に記載した対象経費の配分を変更する場合(事業計画及び補助

金の交付決定額に変更をきたさない場合は除く) や、事業計画書の内容を変更する場合は、大阪府環境保全活動補助金補助事業経費配分(内容)変更承認申請書(様式第5号)を提出してください。

(2)事業を中止(廃止)する場合は、大阪府環境保全活動補助金補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を提出してください。

(3)提出の際には、あらかじめエネルギー政策課に連絡の上、提出してください。

《注意》

この手続きをせずに事業を変更した場合は、補助金を支払わない、または交付決定額より減額することがあります。

9 注意事項

(1)この補助金は、審査の結果、補助しない又は申請額を減額する場合があります。

(2)実績報告時の収支決算書には、経費支出を証明する領収書の写しの添付が必要です。経費を支出する際には必ず領収書を保管してください。

(3)補助対象事業を変更・中止・廃止する場合、または団体の代表者や所在地等を変更する場合は事前にご連絡ください。

(4)ハートフル条例(大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例)により、補助金の交付決定を受ける常用労働者50人以上の事業主等は、障がい者の雇用状況を報告していただくとともに、法定雇用率未達成の場合は雇入れ計画の提出が必要になります。

※詳しくはハートフル条例のリーフレット又は大阪府障がい者雇用促進センターホームページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/sokushin-c/index.html>)をご参照ください。

10 その他

交付決定した事業については、実施状況等を随時調査します。

11 問い合わせ先

大阪府環境農林水産部エネルギー政策課環境活動推進グループ

所在地：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲州庁舎 22階

電話番号：06-6941-0351(内線3853)

FAX番号：06-6210-9259

(様式第3号)

収 支 予 算 書

	区 分	金 額 (円)	内 訳
収 入	自己資金	175,200	
	事業実施に伴う 特定の収入	40,000	講習会参加費 200円/人*100人*2回
	大阪府補助金	124,200	環境保全活動補助金
	合 計	339,400	
支 出	補助 対象 経費		
	謝金	16,000	<用務:〇〇講習会講師 > 単価 8,000 *人数 2
	旅費	40,000	<用務:〇〇講習会打合せ 用務先: 〇〇会館> 運賃 1,000 *人数 4 等、別紙1参照
	消耗品等購入費	57,000	<用途:〇〇清掃活動 品目:ゴミ袋 > 単価 30 *個数 80 等、別紙2参照
	印刷費	25,000	<用途:〇〇イベント 品目:チラシ > 単価 50 *枚数 300 <用途:〇〇講習会 品目:配布資料 > 単価 10 *枚数 1,000
	郵便・運搬費	10,400	<用途:〇〇講習会 品目:案内文送付 > 単価 80 *個数 30 <用途:〇〇イベント 品目:案内文送付 > 単価 160 *個数 50
	使用料・レンタル料	140,000	<用途:〇〇講習会 品目:会場使用料 > 単価 70,000*個数 2回
	小 計	288,400	
そ の 他 の 経 費	保険料	51,000	〇〇清掃活動ボランティア保険 340円/人*150人
	小 計	51,000	
	合 計	339,400	

書き切れない場合は別紙に
記載して添付してください。

【問い合わせ先・書類の提出先】

大阪府 環境農林水産部 エネルギー政策課
環境活動推進グループ

《所在地》 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階
〒559-8555

《電話番号》 06-6941-0351（内線3853）

《FAX番号》 06-6210-9259

【大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）へのアクセス】

■最寄駅

- ・地下鉄中央線
「コスモスクエア」駅下車、南東へ徒歩約8分
- ・ニュートラム南港ポートタウン線
「トレードセンター前」駅下車、ATCビル直結

